

土浦市子ども会廃品回収事業 実施時の留意事項

1 廃品回収の対象品目の種類

奨励金の対象となるものは、以下の専ら物（古紙、古布、鉄くず類、空き瓶類）です。

以下のもの以外の品目を回収した場合は、環境衛生課に御相談ください。

また、家具や家電製品等は廃品回収に出さないようお願いします。

なお、自転車は業者が有償で引き取っている場合もありますが、市の奨励金の支払い対象外品目のため、お気を付けください。

新聞紙



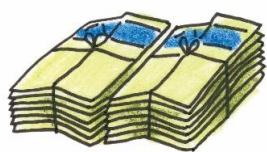
ダンボール



ざつ紙



牛乳パック



古布



アルミ・スチール缶



ビン類



- ・汚れていない、きれいなものを回収しましょう。
- ・品目ごとに分別して排出するようにしましょう。
- ・貴重品類が混入してしまうことがないようご注意ください。



収集方法等についてのお願い

「土浦市子ども会廃品回収事業」は、各子ども会が主体となって、収集品目や収集方法、業者を決定し実施していますが、昨今の収集量の減少と古紙市況価格の下落の影響で、収集を辞めてしまう業者が出てきています。

つきましては、できるだけ収集費用が抑えられるよう業者と協議し、現在の収集方法や収集回数の見直しを御検討いただきますようお願いいたします。

- 収集場所（業者への引渡し場所）を1か所にするなど、積込みやすくする。
- 収集量が少量であれば、子ども会で直接業者に持ち込む。
- 実施回数を減らし、1回の収集量を増やす（2回以上の実施で、奨励金の対象となります。）。

2 対象品目回収についての注意

(1) ざつ紙

「ざつ紙」とは、家庭で不要となったチラシ、パンフレット、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般（名刺より大きい紙）を指します。ただし、以下の紙類は「ざつ紙」として子ども会廃品回収及び市の分別収集に出せませんので、排出の際に混ざらないよう御協力をお願いします。



回収できない物

- ・臭いのついた紙 （洗剤や線香の包装紙）
- ・防水加工された紙 （アイスクリーム容器、ヨーグルト容器、紙コップ、油紙、口ウ紙など）
- ・汚れている紙 （宅配ピザやケーキ等の箱など）
- ・シュレッダーにかけた紙
- ・写真・アルバム・写真用紙 （印画紙、インクジェット写真用紙、感光紙）
- ・圧着はがき
- ・感熱紙 （ファックス紙、レシートなど）
- ・カーボン紙、ノーカーボン紙 （宅配便の複写伝票など）
- ・プラスチックフィルムやアルミ箔がついた紙 （ガムの包装紙など）
- ・昇華転写紙 （アイロンプリント紙、絵柄を布地に加熱してプリントする際に用いる紙）
- ・感熱発泡紙 （点字関係で使用され、熱を加えたところが盛り上がる紙）
- ・合成紙、ストーンペーパー （プラスチックと鉱物で作られているもの、クッキングシートなど）

(2) 古布

古布は水に濡れてしまうとリサイクルができません。雨天等の場合はブルーシートを用いるなど、水に濡らさないようお願いします。



回収できない物

- ・綿や羽毛が入ったもの
- ・汚れ、破れがひどいもの
- ・革製品
- ・臭い、毛の付着があるもの（ペットが使用した布など）

(3) ピン

回収されたピンの重量について、子ども会代表者が下記の表を参考に算出して下さい。

なお、算出されたピンの総重量は、キログラム単位に直し、切捨て及び切上げをせずに、実績報告書に記入して下さい。

また、以下に記載したピン以外のピンで、種類・重量の記載のないものについては、奨励金の対象外といたしますので、お気を付けください。

(回収ピン種別重量)

種 別		重 量
ビール	小 (334ml)	400g
	中 (500ml)	470g
	大 (633ml)	600g
	特大 (1,957ml)	1,200g
日本酒・焼酎	一升 (1,800ml)	950g
	四合 (720ml)	400g
ワイン	750ml	400g
ジュース	コーラ、オレンジジュース (200ml)	400g
	その他 (200ml)	350g
	1,000ml	750g
しょう油	2,000ml	1,250g
上記以外のもの (ピンの種類・容量を記入)		各団体で計量 (一本当たりの重量を記入)
ケース類		対象外

○その他のピン種別重量

- ・ビール（スタイニーボトル） 334ml・・・250g
- ・ジンロ（緑）、純（白） 700ml・・・500g
- ・トライアングル（青） 700ml・・・600g

[仕切書に記載の無いピンがある場合]

ピンについては、有償のピン以外のピンの本数（重量）も廃品回収の実績として加算されるため「仕切書（伝票）」には回収した全てのピンの本数の記載が必要となります。

しかし、業者（店舗）によっては、有償のピン以外のピンについて、本数が記載されず、回収全重量が確認できない場合があります。

つきましては、回収したピンの中に無償のピンがあった際は、「仕切書」を確認し、それらのピンの記載がない場合、実際に回収したことを証明するため、以下の①及び②を作成し、必要書類と一緒に提出してください。

仕切書に記載の無いビンがある場合に必要となる書類

- ① 日付・品別・本数・重量を記載し、業者（店舗）の担当者が業者名の記入及び業者印を押印した書類（原本）
- ② 回収したビンを撮影した写真（本数が確認できるように）

3 廃品回収時の事故防止のために

廃品回収の作業は注意を怠ると重大な事故につながる恐れがあります。活動の際は子どもたちを危険から守るために次のようなことに十分注意してください。

- 子どもだけで行動させない（必ず大人と一緒に行動する。）。
- 車の近くでは遊ばせない。
- 積まれている資源物では遊ばせない（資源物の上に乗ったりしない。）。
- 落下の恐れがあるため、トラック等の荷台での作業は慎重に行う。
- 作業中はパッカー車の巻き込み口に必要以上に近づかない。
- パッカー車やトラック等に荷物を積む際はケガをしないよう気をつけてください。
- ネックストラップ等、パッカー車に巻き込まれる恐れのある物は絶対に身につけない。
- 車両で移動する際は、道路交通法などの法令を守り、子どもをトラックの荷台に乗せたまま走行するなどの危険行為はしない。



4 資源物の持ち去り防止のために

子ども会廃品回収で集められた資源物が、正規収集業者以外の者に無断で持ち去られるケースが発生しています。子ども会廃品回収の正規収集業者は、「車両証」をつけていますので、廃品回収の際に不審な車両等を目撃した場合は、以下の問合せ先まで御連絡ください。

また、各子ども会の活動においても、こうした資源物の持ち去りを防ぐために次のようなことを心がけてください。

- 資源物の回収の際、子ども会で立会い・確認を行う。
- 出された資源物を見張るようにする。
- 見通しの良い場所等に資源物の集積場所を見直す（場所を少なくすると抑止になる。）。

【お問合せ先】

〒300-8686 土浦市大和町9番1号
土浦市市民生活部環境衛生課クリーン推進係
電話：029-826-1111（内線2444）
FAX：029-826-1147
E-mail：k-recycle@city.tsuchiura.lg.jp